

京都市情報公開・個人情報保護審査会答申第16号の概要

請求内容	予測交通量の根拠となる情報
所管課	建設局事業推進室
所管課の決定	公文書の不存在による非公開決定
審査会の結論	実施機関が行った不存在による非公開決定処分は妥当である。
異議申立人の主張	<p>1 予測交通量に基づき、沓掛上羽線及び境谷本線延伸部の道路幅は決定、計画されているにもかかわらず、予測交通量の結果だけが示され、根拠となるデータが無いとは、説明責任の放棄と言わざるを得ない。</p> <p>2 行政機関情報公開法第1条は、行政機関の諸活動を国民に説明する責任を規定し、同法第22条は、情報の提供に関して、行政機関の長が開示請求者に対して適切な措置を講じることを明記している。</p> <p>3 予測交通量の算出については、専門業者に委託することもあり得るが、実施機関がその内容を理解したうえで、市民に対して説明する必要があるものであり、それをしていないことが行政の手法としておかしい。実施機関が交通予測量の算出根拠となる文書を持っていないと言っているのが、実際にそうであると思う。</p>
所管課の主張	<p>1 本件請求に係る「公共事業に係る費用便益分析等業務委託報告書」は、境谷本通延伸部の将来交通量の予測、費用便益分析及び整備効果に関する分析を行ったものであり、沓掛上羽線を含む周辺道路についても将来交通量の予測を行ったものである。</p> <p>2 将来交通量については、現況人口のデータ、将来人口のデータ、現況の交通の動き等のデータから、各地域の発生集中交通量、分布交通量、配分交通量を予測している。</p> <p>この予測は、時間的に最短の経路を通行することを基本とし、出発地から目的地へのすべての経路について、最短で通行するための交通量と所要時間を求めるリンクコスト関数や一般道路から高速道路を利用する割合を示す転換率式を用い、各地域の将来交通量を約15万回の繰り返し計算を行うことで求められる。</p> <p>京都市としては、将来交通量の推計が必要な情報であり、業務委託報告書には、上述の算出内容及び推計結果のみがまとめられており、道路整備を行うために必要な内容を満たしており、この将来交通量予測結果の信頼性については、将来交通量の予測結果から平成17年配分交通量を逆算する現況再現配分を行い、平成17年道路交通センサス交通量との比較検証を行うことで確認している。</p> <p>したがって、異議申立人が求めている平成25年予測交通量の算出の根拠となる情報は保有していない。</p>
審査会の判断	<p>1 公文書公開制度と当審査会の役割について</p> <p>(1) 条例は、第1条において、公文書の公開に関し必要な事項等を定めることにより、本市の諸活動を市民に説明する責任を果たすことを目的として掲げ、それを受け、条例第5条において、実施機関に対して、当該実施機関が現に保有する公文書の公開を請求する制度である公文書公開制度を定めている。</p> <p>(2) 実施機関は、条例第7条の規定により非公開情報が記録されている場合を除き公文書を公開しなければならないが、条例第10条第2項の規定により、公開請求に係る公文書を保有していないときは非公開決定を行い、その旨を請求者に通知しなければならない。</p>

- (3) 公文書の不存在による非公開決定に対して、請求者は、実施機関が当該公文書を保有していないという理由付けを信用できず、実際は公文書を保有しているのではないかという主張をして、不服申立てを行うことができる。
- (4) 不服申立てが出された場合は、実施機関は原則として当審査会に諮問し、当審査会はその諮問に応じ、公開決定等の妥当性について調査及び審議を行い、答申を行う。
- (5) 以上から、当審査会は、公開決定等の妥当性について調査、審議する機関であり、実施機関の事務の適否を判断する機関ではない。
- 本件異議申立てにあつては、当審査会は、実施機関が請求内容を満たす公文書を保有しているかどうかを確認し、実施機関が不存在を主張する場合には、その主張に不合理な点がないかを判断するが、請求内容を満たす公文書を保有していないことが行政手法として適切かどうかという点について判断する立場にはない。
- (6) 異議申立人は、実施機関が将来交通量予測の算出の過程を市民に対して説明していないことがおかしいと主張しているのであつて、算出根拠となる情報を実施機関が保有していないこと自体を疑っているものではないとし、実施機関が請求に係る公文書を保有していないこと自体は争っていないのであるから、本件処分の取消しを求めるといふ異議申立ての趣旨は認めることができない。

2 本件処分について

- 本件異議申立ては、上記1のとおり認められないものと判断するが、念のため、本件請求に係る公文書が存在しないとす実施機関の主張について検討する。
- (1) 実施機関に対して、予測交通量の根拠となるデータの保有の有無について確認を行ったところ、次のとおり説明があつた。
- ア 将来交通量予測は、現況人口のデータ等から、各地域の人口等を予測しているものであり、各地域の将来交通量を約15万回の繰り返し計算を行うことで算出しているが、これは一般的な算出方法であり、委託業者のノウハウに当たるものではない。実施機関にとって業務委託報告書に記載された算出内容及び推計結果は、道路整備を行うために必要な内容を満たしている。
- イ この将来交通量の予測結果の信頼性については、将来交通量の予測結果から平成17年配分交通量を逆算する現況再現配分を行い、平成17年道路交通センサス交通量との比較検証を行うことで確認しており、予測交通量の算出の根拠となる情報は保有していない。
- ウ 道路を新たに設置する場合の車線数の決定の際は、上記アのように交通量予測について業者委託することが一般的である。
- (2) 当審査会としては、上記の実施機関の説明について、特に事実に反する不合理な説明であると判断することはできず、また、他に本件請求の趣旨を満たす公文書が存在すると確信するに足る事実も見いだせなかつた。